

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	通話録音装置導入業務委託
担当部・課名	総務部 総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	三和通信工業株式会社 大阪府大阪市中心区北久宝寺町1-9-1
契約金額（税込）	1, 188, 000円
契約締結日	令和7年4月21日
契約期間	契約締結の日から令和7年6月30日まで
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本件は、本庁舎において通話録音装置を導入するものであり、通話録音装置を導入するには、本庁舎のPBX（構内電話交換機）の設定作業を行わなければならない。 本庁舎に設置しているPBX及び設定を行おうとする通話録音装置は、三菱HCキャピタル株式会社から既に賃貸借しているもので、三菱HCキャピタル株式会社から再委託を受け三和通信工業株式会社が設定、保守・点検を行っている。 本業務委託を他社が実施した場合、故障時に迅速で確実な対応が困難なため、行政事務に多大な支障が生じる可能性が高く、また故障時の責任の所在が不明確になる恐れがある。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは三和通信工業株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策事業に係る阪南市商工会商品券
担当部・課名	健康福祉部・保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
契約金額（非課税）	12,435,600円
契約締結日	令和7年4月17日
契約期間	契約締結日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本事業は、阪南市国民健康保険加入者の健康保持・増進を図るために実施している特定健康診査の受診率向上により、受診を控えている方の受診意欲向上に加えて、対象者が市内で買い物等を行うことで地域経済の活性化に繋げることも目的としており、市内事業所で使用可能な商品券を購入する必要がある。阪南市商工会は、市内事業者で使用可能な商品券を発行する唯一の団体であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。 以上の理由により、特定健診等受診率向上事業で必要な商品券を提供できるのは阪南市商工会において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧下荘小学校浄化槽汚泥全量引抜業務委託
担当部・課名	生涯学習推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	（有）大洲 阪南市鳥取中 703-1
契約金額（税込）	4,338,400 円
契約締結日	令和7年4月24日
契約期間	契約締結日～令和7年8月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	旧下荘小学校の合併処理浄化槽について、今後の使用予定が無いため汚泥の全量引抜及び槽内の洗浄消毒作業を実施し、浄化槽法第11条の2第1項に基づき使用を休止するものである。 本業務の受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である必要がある。有限会社大洲は同施設における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市議会議員補欠選挙における選挙公報配布業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称（商号）及び所在地	NTT タウンページ株式会社 東京都中野区中央3丁目24-9
契約金額（税込）	1, 131, 900円
契約締結日	令和7年 4月23日
契約期間	契約締結日～令和 7年5月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☒ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	上記業務委託については、令和7年4月9日に令和3年市議会議員一般選挙の効力を問う争訟終結の通知を受領、公職選挙法第34条により、その50日以内である令和7年5月25日（告示日は5月18日）を選挙期日とすることとなった。よって早急に業務委託契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市議会議員補欠選挙における公営ポスター掲示場の設置及び撤去等業務委託
担当部・課名	選挙管理委員会事務局
契約相手方の名称（商号）及び所在地	サカキ工業株式会社 大阪府阪南市鳥取中271-1
契約金額（税込）	2,950,750円
契約締結日	令和7年4月23日
契約期間	契約締結日～令和7年5月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☒ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	上記業務委託については、令和7年4月9日に令和3年市議会議員一般選挙の効力を問う争訟終結の通知を受領、公職選挙法第34条により、その50日以内である令和7年5月25日（告示日は5月18日）を選挙期日とすることとなった。よって早急に業務委託契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行う。